

告示

埼玉県告示第四百六十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年四月八日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友川口芝店

埼玉県川口市芝高木二丁目一番一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）株式会社西友 川口芝店

埼玉県川口市大字芝字梅ヶ坪四千四百四番一号外

（変更後）西友川口芝店

埼玉県川口市芝高木二丁目一番一号

大規模小売店舗を設置する者の住所

（変更前）小泉尚久

埼玉県川口市大字芝六千三百四十五番地

（変更後）小泉尚久

埼玉県川口市芝新町十番九 五百一号第五メゾン小泉芝新町

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、代表者の氏名及び住所

（変更前）株式会社西友 代表執行役 渡邊紀征

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号

（変更後）合同会社西友 職務執行者 野田亨

東京都北区赤羽二丁目一番一号

八 変更年月日

平成二十二年二月一日外

二 届出年月日

平成二十二年十二月十六日

二 縦覧期間

平成二十三年四月八日から平成二十三年八月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年四月八日から平成二十三年八月八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課